

## 議題2 令和6年度事業及び会議開催計画（案）

### ア 公民館講座計画（案）

前期講座（4講座 5～6月）

講座名	対象	定員	曜日	回数	期間	時間
心が楽になるマインドケア	18歳以上の女性	12人	火	4回	5～6月	午後
大人のための絵本朗読会	18歳以上	20人	木	4回	5～6月	午前
姿勢改善ストレッチ	18歳以上	15人	火	4回	5～6月	午前
アロマハンドマッサージとクラフト作り	中学生以上の女性	12人	土	1回	6月	午後

夏季講座（未定 夏休み期間）

後期講座（未定 10月～12月）

冬季講座（未定 12月～1月）

### イ 高齢者教室学習計画（案）

全8回 令和6年度からグループに分けず、全体で行う。

回	月日	曜日	学習課題	講師名
1	5月30日	木	—開講式— 願いに生きる	浄名寺副住職 松原 紗蓮
2	6月13日	木	落語を楽しもう	お好味家喜楽 ほか
3	6月27日	木	若返りリトミックとマリンバの演奏	マリンバ奏者 川野 佳代
4	7月11日	木	題未定	安城市歴史博物館 学芸員
5	9月12日	木	歌って、楽しく、元気に ♪美和コンサート♪	シンガーソングライ ター 杉浦 美和
6	9月26日	木	アロハフィットネス	アロハフィットネス 飯田 恵美
7	10月10日	木	認知症を知ろう 認知症サポーター養成講座	安城市認定講師 吉原 保
8	10月24日	木	介護予防イキイキ体操 —閉講式—	スタジオDO代表 高橋 千恵子

## ウ 家庭教育学級学習計画（案）

5月～10月（8回） 令和6年度から前期・後期に分けずに行う。

回	月日	曜	学習課題	講師名
1	5月29日	水	—開講式— 心地よい親子関係って？	産後指導士 鈴木 祥子
2	6月12日	水	親子で楽しむ新聞ちぎり絵	e-リメイク
3	6月26日	水	好かれる会話のコツ ～言い換えマジック～	Pitch FM パーソナリティ ふじた あきこ
4	7月10日	水	子育てに体力を！ バランスボールエクササイズ	バランスボール インストラクター 鈴木 祥子
5	9月4日	水	明るく積極的な子を育む秘訣	「文聞分」主宰 高田 浩史
6	9月18日	水	見つめる気づくその先	子育てネット わはは 古永 範恵
7	10月2日	水	良いおもちゃの選び方、与え方	おもちゃと絵本の カルテット代表 藤田 篤
8	10月16日	水	アロハフィットネス —閉講式—	アロハフィットネス 飯田 恵美

## エ 公民館まつり事業

公民館まつり 2月 8日(土) 作品展示等  
～ 9日(日) 〃  
2月16日(日) ダンスパーティー  
2月23日(日) 囲碁大会  
・・・《打合せ会 12月14日(土)》

## オ 文化事業

映画会 7月13日(土)  
芸能まつり 12月 8日(日)・・・《打合せ会 9月21日(土)》

## カ ふれあい事業

地域ふれあいまつり 11月 2日(土)・・・《出店者会議 9月 7日(土)》  
親子ふれあい活動(東部小学校主催) 6月(未定)  
親子ふれあい事業(東部こども園保護者会主催) 3月(未定)

## キ 活動推進協議会

第1回 5月11日(土) 午前9時30分から  
第2回 3月 8日(土) 午前9時30分から

## 議題3 スポーツ推進委員活動について

別紙のとおり

## 安城市公民館活動推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 安城市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第7号）第2条に掲げる公民館（中央公民館及び北部公民館を除く。以下「公民館」という。）の活動の推進を図るため、公民館ごとに当該公民館の名称を冠した公民館活動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 公民館が所管する地域の小・中学校の代表者
- (2) 公民館が所管する地域の社会教育関係団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による市民

2 委員の任期は、1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 役職によって選任された委員の任期は、当該役職の期間とする。

4 委員は、生涯学習課長が任命する。

(委員の役割)

第3条 委員の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公民館活動を推進するための意見の交換
- (2) 公民館活動に関する市民の意見の収集
- (3) 公民館活動の広報
- (4) その他公民館活動に関すること。

(役員)

第4条 協議会に、委員の互選により、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内

2 役員任期は、委員の任期とする。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、教育委員会が招集する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。